

第1節 航空安全プログラムの更なる推進

これまでの法令遵守型の安全監査に加え、国が安全指標及び安全目標値を設定してリスクを管理するとともに、義務報告制度・自発報告制度等による安全情報の収集・分析・共有等を行うことで、航空安全対策を更に推進する。

- 1 業務提供者におけるSMS(安全管理システム)の強化
- 2 安全基準の策定・見直し等
- 3 業務提供者に対する監査等の強化
- 4 安全情報の収集・分析等
- 5 安全文化の醸成及び安全監督の強化

第2節 航空機の安全な運航の確保

航空会社に対し、専門的・体系的な安全監査を引き続き実施するほか、年末年始の輸送等安全総点検なども活用し安全対策を推進する。また、事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント制度については、従来全ての事業者を評価対象として制度の浸透を図ってきており、今後とも更なる実効性向上を目指し、充実強化を図る。

安全を確保しつつ航空ネットワークの充実等を図るためには、操縦士の安定的な供給を確保することが必要であり、このため、操縦士の養成・確保に向けた取組の促進や航空会社の健康管理体制の強化等を行う。

外国航空機の安全性を確保するため、ランプ・インスペクションの充実・強化を図るとともに、外国当局との一層の連携に努める。

小型航空機の安全対策として、平成26年4月より義務付けた操縦士に対する定期的な審査を進めるとともに、各種の安全講習会等の実施により、事故防止のための取組を行う。また、年1回の耐空証明検査時等において、機体の整備状況を確認するとともに、確実な整備の実施を指導する。加えて、昨年来、小型航空機による事故が目立って発生していることから、小型航空機の安全性向上のための総合的な取組として、安全講習会における基本手順を遵守することの重要性の徹底、技能審査の際の運航の安全確保についての指導、整備に関する講習会の新たな開催など、幅広い対策を推進する。

国際的な危険物輸送に関する安全基準の整備に

対応し、所要の国内基準の整備を図るとともに、危険物の安全輸送に関する講習会等を通じて危険物の適切な取扱いの徹底を推進する。

悪天による航空交通への影響を軽減し、航空機の運航・航空交通流管理を支援する航空気象情報について、更なる精度向上と適時・適切な発表及び関係機関への迅速な提供を実施するための整備を行う。特に、航空機の運航に必要な空港の気象状況を観測する装置の高度化を進める。また、成田国際空港において、航空機の離着陸に多大な影響を及ぼす低層ウィンドシア（大気下層の風の急激な変化）を検知する空港気象ドップラーレーダー及び空港気象ドップラーライダーの更新整備を行う。

航空機の火山灰被害を防止・軽減するために、ひまわり8号を用いた新たな火山灰検出手法を導入し、火山灰監視の制度を向上させるとともに、より関係機関のニーズに合致したものとなるよう情報の高度化を図る。

- 1 安全な運航の確保等に係る運航基準等の整備
- 2 運輸安全マネジメント評価の実施
- 3 乗員政策の推進
- 4 外国航空機の安全性の確保
- 5 小型航空機等に係る安全対策の推進
- 6 危険物輸送安全対策の推進
- 7 航空交通に関する気象情報等の充実

第3節 航空機の安全性の確保

航空機及び装備品の安全性に関する技術基準等を整備するとともに、航空機の検査及び整備審査を的確に実施することにより、航空機の安全性を確保する。

さらには、国産旅客機開発プロジェクトについて、その安全性を確保するため、設計・製造国政府として、型式証明の審査等を着実に実施するとともに、運航開始後も安全性が維持・継続される

よう、的確に対応する。

- 1 航空機、装備品等の安全性を確保するための技術基準等の整備
- 2 航空機の検査の的確な実施
- 3 航空機の運航・整備体制に係る的確な審査の実施

第4節 航空交通環境の整備

航空交通の安全を確保しつつ、航空輸送の増大に対応するため、予防的な安全管理体制により安全対策を進めるとともに、老朽化が進んでいる空港基本施設（滑走路、誘導路等）、航空保安施設（無線施設、航空灯火等）等の更新・改良等を実施するほか、地震災害時の空港機能の確保を図るため、航空輸送上重要な空港等の耐震化を実施する。

また、安全で効率的な航空交通システムの構築のため、航空保安システムの整備、航空交通の安

全性の向上及びサービスの充実等を着実に推進する。

- 1 増大する航空需要への対応及びサービスの充実
- 2 航空交通の安全確保等のための施設整備の推進
- 3 空港の安全対策等の推進

第5節 無人航空機の安全対策

無人航空機について、官民の幅広い関係者の知見を結集し、安全な運航の確保、健全な利活用の促進、技術開発等様々な視点からの課題解決に取り組む。また、無人航空機に関する制度の適切な

運用と定着に努めるとともに、国際的に検討されている無人航空機等の国際基準検討に引き続き参画する。

第6節 航空交通の安全に関する研究開発の推進

航空交通の安全の確保とその円滑化を図るため、航空機運航の安全性及び効率性の向上、空港

及び航空路の航空交通量拡大等を図るため、航空交通システムの高度化に向けた研究開発を進める。

第7節 航空事故等の原因究明と再発防止

引き続き、航空事故等の再発防止や被害の軽減に寄与するよう、迅速かつ的確な原因究明調査を行う。さらに、必要に応じて、国土交通大臣又は原因関係者へ勧告し、また、国土交通大臣又は関係行政機関の長へ意見を述べることにより、必要

な施策又は措置の実施を求め、航空交通の安全に寄与する。また、開発が進められている国産旅客機については、平成30年度の本格運用に向け、設計製造国の立場から事故等調査に対応可能な体制整備を進める。さらに、関係者のニーズを踏まえ、

第3部 航空交通の安全についての施策

特定の事故類型の傾向・問題点・防止策の分析結果の公表や、個別の事故等調査結果を分かりやす

い形で紹介する定期情報誌を発行するなどの事故等の防止につながる啓発活動を行う。

第8節 救助・救急活動の充実

航空機の遭難、行方不明等に迅速かつ的確に対応するため、関係機関相互の連携を強化するなど救助・救急体制の整備を図る。特に航空機の搜索・救難に関しては、遭難航空機の迅速な特定を行うため、救難調整本部において航空機用救命無線機（ELT）に登録された航空機、運航者等に関する情報の管理等を行う。さらに、アジア太平洋地域における航空機の搜索・救難活動の連携強化の

ため、隣接国の搜索救難機関との間で、海上における搜索救難合同訓練の実施に向けて必要な調整を行うなど、ICAOによる「アジア太平洋搜索救難計画」を着実に進める。

- 1 搜索救難体制の整備
- 2 消防体制及び救急医療体制を強化

第9節 被害者支援の推進

国土交通省公共交通事故被害者支援室においては、関係者からの助言をいただきながら、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事業

者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めていく。